

特 記 仕 様 書

- 件 名 道路維持作業用ダンプトラックの購入
- 数 量 1 台
- 納 期 令和 8 年 3 月 27 日
- 納入場所 市川市 道路交通部 道路安全課
(市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎)
- そ の 他 自動車任意保険・自動車自賠責保険・重量税・自動車リサイクル料に
 ついては、別途支出するので見積価格には含めないこと。
 その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うもの
 とする。
 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
 この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（「物品
 供給契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

詳細は、別紙『令和7年度 道路維持作業用ダンプトラック 規格書』
を参照。

令和 7 年度

道路維持作業用ダンプトラック 規格書

道 路 交 通 部

道 路 安 全 課

目 次

第 1 総 則

第 2 製品規格

第 3 完成検査

第 4 保 証

第 5 そ の 他

第1 総 則

- 1 この規格書は、道路安全課で道路維持作業に使用する車両の購入についての必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合箇所が発生した場合は、無償で取り替え、または修繕するものとする。

第2 製品規格

1 緒 元

年 式	2 0 2 4 年式以降
使 用 燃 料	軽油
動 力	ディーゼルエンジン
車 体 形 状	ダブルキャブ ダンプ
トランスミッション	オートマティック
乗 車 定 員	6 人
駆 動 方 式	2 輪駆動
最 大 積 載 量	1, 7 0 0 k g ~ 2, 0 0 0 k g
車 両 寸 法	全長 4, 7 0 0 mm以下 全幅 1, 7 0 0 mm以下 全高 2, 0 0 0 mm以下
最 小 回 転 半 径	4. 8 m以下
エンジンスペック	総排気量 2, 5 0 0 c c 以上 最大出力 8 5 k w 以上
床 面 地 上 高	9 0 0 mm以下
荷 台 材 質	スチール
荷 台 内 寸 法	長さ 2, 2 0 0 mm以下 幅 1, 7 0 0 mm以下 高さ 3 2 0 mm以上

2 内 装

- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) パワーウィンドウを装備していること。（運転席及び助手席）
- (4) 運転席側、助手席側サイドミラーは運転席から電動で格納できること。
- (5) 坂道発進補助装置を装備していること。
- (6) アシストグリップがあること。（運転席及び助手席に各1個以上）

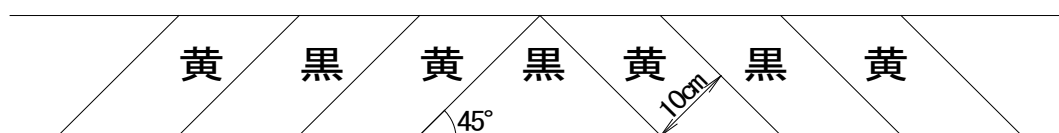
- (7) 座席のシート生地（ヘッドレストを含む）はビニール製とする。
（メーカーオプションのビニール製シートカバーの装備でも可とする）
- (8) サイドバイザーを前後ウインドウに設置すること。
- (9) AM/FM ラジオを設置すること。
- (10) 運転席及び助手席にサンバイザーを設置すること。
- (11) ゴム製フロアマットを前後に備えること。
- (12) 車両前後が録画できるドライブレコーダーを取り付けること。
- (13) バックモニターを装備すること。（インナーミラーも可）

3 外 装

- (1) 牽引用のフックを前後に取り付けること。
- (2) ロープフックを左右 3箇所ずつ以上取り付けること。
- (3) 荷台鳥居部にフック 4 個以上取り付けること（スコップをかけるため）
- (4) 左右前後ドアに 10 cm ゴシック体白字にて、「市川市」の文字書きをすること。

4 塗 装

- (1) 車両の色はブルーとする。（キャビン及び荷台部分）
- (2) 後部
次のように黒と黄色のゼブラ模様に塗装すること。幅 10 cm、角度 45° で塗装すること。



5 その他装備

- (1) 鍵付きの燃料タンクキャップを装備すること
- (2) 燃料タンクに燃料の種類を表示すること。
- (3) 車輪止め（合成樹脂製 2 個）を取り付けること。なお、走行中に落下しないようにバンド等で確実に固定できること。
- (4) バックブザーを取り付けること。
- (5) 衝突被害軽減ブレーキ装置を装備していること。
- (6) 市川版図柄入り（カラー）ナンバープレートを設置すること。

第 3 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属装備品等がすべて用意された時点に実施するものとする。

- 2 検査には、受注者側の担当者が立ち会わなければならない。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 規格に対する検査
 - (2) 付属装備品等の検査
- 4 検査データについては、発注者の認める範囲において社内データをもって代えることがある。
- 5 検査の結果、不合格と発注者の認めた箇所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで再検査を受けること。
- 6 中間検査は実施しない。

第4 保証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とする。

第5 その他

- 1 規格書で指定した装備品等において、特に指示がなくても使用に必要な付属品等は全て付けて納品すること。
- 2 規格書にない部分で、純正仕様として取り付けてあるものについては全て取り付けること。
- 3 納入する車両については「第2 製品規格」に示す諸元と同等以上のものとし、納入期限までに納入可能な車両とすること。
- 4 受注者は、納入する車両の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 5 受注者は、事前に担当者と詳細な打合せを行うこと。
- 6 本規格書に記載のない事項及び変更が生じた場合は、双方で協議し決定すること。
- 7 納入時に車両の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 8 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用は受注者の負担とする。
- 9 搬入・運搬・設置に係る費用を含めること。
- 10 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 11 試運転を行い正常に作動するか確認すること。